

第10回
外国法事務弁護士制度に係る検討会
議事録

第1 日 時 平成28年4月5日（火） 自 午前 10時05分
至 午後 12時10分

第2 場 所 弁護士会館17階1702会議室

第3 議 題 1. 開会
2. 事務局説明
3. 質疑応答
4. 混合法人制度についての意見聴取
5. 質疑応答
6. 意見交換
7. 閉会

第4 議 事（次のとおり）

議 事

○松本官房付 それでは、定刻を回りましたので、ただいまから第10回外国法事務弁護士制度に係る検討会を開会させていただきます。

本日は、御多忙の中、皆様御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

冒頭、まず委員の交代がございますので御報告申し上げます。出井直樹委員の御後任として、柳志郎様に新たに委員に御就任いただくこととなりました。

柳様、御挨拶とともに、簡単に自己紹介をお願い申し上げます。

○柳委員 出井委員の交代として就任しました、弁護士の柳志郎と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。所属は第二東京弁護士会です。私も2010年から2011年のときの外国弁護士制度研究会でしたか、その幹事として出井委員と一緒に務めさせていただいた経緯がございます。それからかなり時間も経っておりますし、この会議も第10回に至ろうとしている途中での参加でございますので、皆さんからいろいろ教えていただくことが多いと思いますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

○松本官房付 柳委員におかれましては、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、4月の人事異動に伴いまして事務局にも交代がございますので、ここで御紹介させていただきます。

まず、日本弁護士連合会でございますが、蔵元様の御後任の田中佐知子国際室嘱託弁護士でございます。

○田中弁護士 田中と申します。よろしくお願ひ申し上げます。

○松本官房付 続きまして、今度は法務省でございますが、司法法制部部付の遠藤の後任の伊賀和幸でございます。

○事務局（伊賀部付） 部付の伊賀と申します。よろしくお願ひいたします。

○松本官房付 それでは、ここから松下座長に議事進行をお願い申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○松下座長 おはようございます。

それでは、本日の議事に入りたいと思います。初めに、事務局から本日の配付資料について御説明をお願いします。

○松本官房付 本日の資料としまして、議事次第に記載している資料を配付しております。資料1から3でございますので、御確認をお願い申し上げます。

また、これらとは別に、議論の助けとするため前回検討会の資料のうち「取りまとめ骨子（案）」を机上に参考配付しておりますので、併せて御確認をお願い申し上げます。

○松下座長 それでは、続きまして、本日の議事進行ですが、本日はまず事務局から、前回第9回の検討会以降にあったB法人制度を巡る動きについて御報告してもらいます。その後で、事務局からの報告に対して、委員の皆様からの質疑応答の時間を設けたいと思います。

その次に、本日は日本経済団体連合会及び日本知的財産協会の方々に御出席をいただいております。経済界及び企業のお立場からB法人制度についての御意見を御披露いただくとともに、その後、引き続きまして委員の皆様からの質疑にも応じていただく予定でございます。御出席者は、後ほどプレゼンテーションの前に御紹介したいと思います。

本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

ヒアリング終了後に、論点ごとに、委員の皆様に取りまとめに向けた意見交換を行っていただきたいと思ひます。

では、早速ですが、まず法務省からB法人制度を巡る第9回検討会以降の動きについて、御説明をお願いします。

○松本官房付 それでは、事務局の法務省から御説明させていただきます。前回、第9回の検討会は去る2月2日に行われましたが、それ以降に起きた出来事について、2点ほど御紹介させていただきます。

資料としましては、説明資料の資料1、要望書、これは日本弁理士会から出されたものでございます。それと資料2、混合法人に関する企業内弁理士の立場からの意見書、この2つがそれに関係するものでございます。順に御説明してまいります。

まず、去る2月10日付けで、日本弁理士会伊丹会長名で、当省の大臣官房司法法制部部長萩本宛てに要望書が提出されました。前回の検討会において、事務局から、1月14日に自民党本部において、自民党の弁理士制度推進議員連盟の総会が開かれ、その場で日本弁理士会から弁理士会の要望が出されたということをお報告させていただきました。その際に出された要望書の内容としまして、改めてのリマインドでございますが、3点ほど懸念が示されたということをお報告申し上げます。その3点の懸念と申しますのは、1点目が、我が国の先端技術情報が流出してしまうという懸念がある、2点目は、我が国の国益を損ねる問題がある、3点目は、知見のない外国法事務弁護士が関与する懸念がある、こういった懸念が呈されたということについて御報告をさせていただきましたところでは、

その後、先ほどの要望の内容は議連宛てに出されたものでございますけれども、それとは別に2月10日付けで司法法制部部長宛てに要望書が別途出されました。それが資料1の要望書でございます。

内容を簡単に御説明いたしますと、要望書となっております、混合法人の成立を認めないことについて要望すると記載してありまして、やはり大きく3点の内容がございしますが、先ほど御紹介しました議連総会宛てに呈された懸念とは少し内容が変わっております。

1点目は、不当関与に関する懸念とありまして、B法人制度が認められると、B法人内部の意思決定、行為を外部から監視することは困難であり、外国法事務弁護士の不当関与という懸念が払拭されていないということが指摘されています。

2点目としては、意図せぬ技術情報流出についての懸念があるという記載があります。内容としましては、日本の弁理士は特許出願手続に際して、依頼者である企業や研究機関等の技術情報や秘密情報に接するが、情報のコンタミネーションを避けるために細心の注意を払っているところである。他方、外国法事務弁護士は、外国法弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（外弁法）や本国の弁護士法などによって守秘義務を負っていることは承知しているが、本国に帰国した後においては、意図せぬ情報のコンタミネーションに関して十分な注意がどの程度されているのか不明である、という指摘がなされております。

3点目として、現行の外国法共同事業との関係とありまして、B法人になると外部か

ら意思決定が見え難くなるという点と、B法人の導入と職務経験要件の緩和により、海外の大手法律事務所による職務経験の浅い外国法事務弁護士の日本への大量参入が容易になり、先ほどの2つの懸念がこれまでとは桁違いに増加すると予想されるという指摘がなされております。

こういった要望書が2月10日付、当省の司法法制部長本宛てに提出されましたことを御報告申し上げます。

もう一点でございますが、これも弁理士の立場からの意見が出されたところでございますが、資料2の意見書を御覧ください。

去る2月16日付で企業内弁理士の会から、これも当省の司法法制部宛てに対して意見書が出されました。内容としましては、B法人については、我々日本の産業の国際化に役立つものとして認めることに賛成するという内容となっております。このように弁理士の方々でもいろいろな考え方があるということがわかってまいりましたので、これについてもこの検討会で御報告させていただく次第です。

この意見書の内容としましては、B法人は日本法、外国法を含めた包括的・総合的なグローバル法律サービス(いわゆるワンストップサービス)の提供を可能にするもので、企業の国際化のため役立つと考えられる。この支店設立を認めることがメリットになるという指摘がなされております。

他方で、外国への秘密情報漏えいリスクや、日本の出願事務に不当に関与するリスクがあるという点については、法令違反となるので例外的なものであり、刑事罰も科されており、B法人だから秘密漏えいが起こりやすいとは言えないという指摘や、不当関与のおそれについては、代理人を特定せずに法人代理による特許等の出願自体は可能であるが、特許庁の運用として担当弁理士の明確化と面接時には代理人弁理士以外の者が審査官等とコミュニケーションができないこととされているといった状況もあり、外国法事務弁護士が特許庁に対して出願の代理人になることは実質的にあり得ないという指摘などがなされているところでございます。

以上、このような要望書や意見書が出されたということが前回検討会以降ございましたので、事務局から御報告させていただきました。以上でございます。

○**松下座長** ありがとうございます。

ただいまの法務省からの資料1と2の御説明に対して、御意見や御質問などがございましたら伺いたいと思います。どの点からでも、どなたからでもご発言をお願いいたします。

○**岡田委員** すみません。

○**松下座長** どうぞ。

○**岡田委員** 委員の岡田ですが、資料1の弁理士会の要望書に関して、今までお聞きしている不当関与の懸念と機密情報の流出の懸念に関する、1項、2項については若干トーンとか表現が変わっていますが、今までと比較的同じ議論なのかなという理解をしていますが、3項のところは今までお聞きしたところに若干付け加わったところがあるのかなという理解をしています。それはB法人となるとより外部から見えにくくなるという、これもたしか前、弁理士会の方がここに来られて御説明をされたところだったので私もよく覚えているのですが、その後、3項の下から3行目のところなのですが、B

法人の導入と職務経験要件の緩和によって海外の大手法律事務所による職務経験の浅い外国法事務弁護士の日本への大量参入が容易になり、上述した2つの懸念、すなわち不当関与の懸念と、技術情報流出についての懸念がこれまでとは桁違いに増加すると予想されると、このあたりが今回新しいところのように拝見しました。これについては何かお聞きになっておられますか。私も初めてこのあたりを見て、どういうふうなお考えでこうおっしゃっているのかをちょっとお聞きしたいなと思ったのですが。

- 松下座長 事務局で何か情報はお持ちでしょうか。
- 岡田委員 ごめんなさい、弁理士会ではないので、ここに来られていないのでお聞きするのは不適切なのかもしれませんが。
- 松本官房付 事務局法務省でございますが、この要望書につきまして、その行間や趣旨などについて詳しくお伺いするところまではしておりませんので、読んでいただいたとおりの、書いてあるとおりのことについて懸念されているということなのだと思います。
- 岡田委員 これって、そうすると弁理士会の方は、若い弁護士の職務経験が浅いとこのような2つの懸念が問題になってくると、こういう問題意識なのではないか。別の見方をすると、弁理士会の方は職務経験がやはり倫理担保として非常に重要だと、それが緩和されるとこのような問題が起き得るのではないかという問題意識を持っておられるということですかね。
- 松下座長 弁理士会の方はいらっしゃらないのでちょっとわかりかねます。
- 岡田委員 すみません。
- 松下座長 文字面どおり読むとこの3項の「しかしながら」のあとの1文は、第1と第2の懸念がB法人の導入と職務経験要件の緩和によって桁違いに増加するという、そういう書きぶりにはなっていますね。
- 岡田委員 わかりました。とりあえずちょっと何か情報をこのあたりでお持ちだったらお聞きしたいなと思いましたので、はい。
- 松本官房付 特段行間を埋めるような情報までは持ち合わせていません。
- 岡田委員 どうも。
- 松下座長 確かに岡田委員のおっしゃるとおりで、議連宛ての要望書と多少出入りがあるようで、第2項の「意図せぬ」ことは議連宛ての要望書にはなかったと記憶しています。また、第3項のところに職務経験要件の緩和という要素が加わったのも、議連宛てのものにはなかったのではないかと思います。
今の点でもほかの点でも、いかがでしょうか。
資料2の企業内弁理士の会というのは、任意の組織というか団体だと理解してよろしいのでしょうか。
- 松本官房付 はい。これにつきましては、この後のヒアリングで久慈専務理事からも簡単な御説明をいただけたらと思っております。
- 松下座長 なるほど。
どうぞ。
- レブラン委員 委員のレブランですけれども、組織については、この企業内弁理士会のメンバーは弁理士会にも入っているという状態ですか。

○松本官房付 はい、そういうことになります。

○松下座長 はい、どうぞ。

○加藤委員 委員の加藤でございます。岡田委員がおっしゃるとおり、弁理士会からの意見書の3番目の項目で、弁理士会は今までもB法人の導入については反対ということを書かれていたかと思うのですが、職務経験要件の緩和についても懸念を示されているというのは新しい話なのかなとお見受けいたしました。どうもこの文書を読む限りでは、職務経験要件の緩和によって職務経験の浅い外国法事務弁護士の方が大量参入すると懸念が増加するというものようですけれども、そうだとしたら、職務経験の浅い日本の弁護士、弁理士はどうかのだというところもあり、外国法事務弁護士だから懸念が増加するとは、言いにくいのではないかと思います、この意見には賛成できないと思いました。

ただ、一方で企業内弁理士の会からの御意見については、こういった御意見もあるということで、弁理士会の中でも御意見はさまざまなのだということもよくわかりました。

○松下座長 そうですね。

はい、どうぞ。

○崎村委員 委員の崎村ですが、この要望書の2について読んでいてまた少し憤慨してしまっただが、日本の弁護士は守秘義務を守るけれども、外国法事務弁護士は外国に帰ったらどうなっているかわからない以上というのは、ちょっと受けとめかねる意見でありまして、では、外国人は細心の注意を払わないのかと、守秘義務は外国に行ったらいいのかと、そんなことはどの弁護士業務でもないと思いますので、ちょっとこれは受けとめかねる意見ですね、2番目は。それはアメリカでもイギリスでも中国でもみんな同じだと思いますけれども。というか、あらゆる国でそうだと思います、守秘義務というのは。

○松下座長 意図せぬというのは、わざとではないのだけどという意味があるのかもしれませんが、それがどういう意味を持つのか、いろいろな読み方があり得るところだと思います。

○崎村委員 日本人の外国法事務弁護士もいるので、必ずしもそうではないのですよ。

○松下座長 どの点でも、どなたからでもいかがでしょうか。よろしゅうございますか。どうぞ。

○レブラン委員 委員のレブランですけれども、資料1の要望書の3に関しては、B法人を許すと外国法事務弁護士が大勢で日本に来る、という前提には、ちょっと異議があります。そんなに簡単に大手事務所が大勢の新しい弁護士を日本に異動させることはちょっと想定しにくいと思います。

○松下座長 ありがとうございます。どうぞ。

○中西委員 私も要望書、資料1の3に関してですけれども、これはB法人の導入に反対する要望書なので、職務要件の緩和というのは別の話なので、それに対する懸念だったらその職務要件の緩和に反対するという別の要望書を出すべきです。そうすると結局B法人の導入に対する反対意見の理由としては1と2だけに尽きるのではないかと思いますので、議論の仕方が整理されていないのではないかと思います。

○松下座長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○亀井委員 亀井でございます。資料1に対する意見を述べてもよさそうな雰囲気ですので申し上げますと、弁理士会として多少表現を和らげられたつもりなのでしょうけども、非常に残念な内容だというのが正直な感想です。とりわけ、ずっと言っておられる、前回改正からも言っておられる不当関与に関する懸念というところは、これは何の理由もなく懸念があるのだとしか言っていないで、これは何をやっても払拭できない懸念なのだろうと思うのです。そうすると、こういう意見のために法改正が止まるとか、ここで行われた議論が無意味になるというのは非常に残念だという気がします。ほかに書かれているところも非常に論理性がなくてとても残念だと思います。

以上です。

○松下座長 ありがとうございます。はい、どうぞ。

○柳委員 柳ですが、私、今回委員になったばかりなので短期間に資料をたくさん読んだのですが、この弁理士会から出てくる紙というのも、これで何通り目かで、大分変遷があるのですよね。ただ、それでどうなのかなと思って見ていて、先ほど岡田委員から指摘があった3番の職務経験要件の緩和という話とは、今回初めて入ってきているのですね。それで、これだけで何を言いたいのかというのはちょっとよくわからないところもあるのですが、B法人制度が、立法の過程に入ってからずっとここまで実現していないというこれまでの経緯も踏まえると、やはり職務経験要件の緩和ということも、もしかすると反対意見が出るかもしれないという可能性がここで少し出ているわけなのです。ですから、確かに論理的にまたちょっとどうかというところはあるかもしれないけれども、今後変遷してだんだんブラッシュアップされる可能性というのはあるわけで、それほど軽視できない中身なのかなと思って読ませていただきました。これに対して特に意見ということではありませんけれども、注意したほうがいいのかと思った次第です。

○松下座長 ありがとうございます。

では、資料1と2についてはおおむねよろしゅうございますか。

もし必要ならまた後に戻っていただくとして、それでは、議事次第でいうと今度は4になりますけれども、本日は、日本経済団体連合会及び日本知的財産協会の方々からB法人制度についてのプレゼンテーションをお願いしたいと存じます。本日は、日本経済団体連合会から、常務理事でいらっしゃいます阿部泰久様にお越しいただいております。また、日本知的財産協会からは、専務理事でいらっしゃる久慈直登様にお越しいただいております。お二方、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、まず阿部常務理事から御説明の後、引き続き久慈専務理事から御説明をいただきたいと思っております。お二方からの御説明の後で、委員の皆様からの質疑のお時間をとらせていただきます。それでは、早速ではございますが、御説明をお願いいたします。

では、阿部常務理事からお願いいたします。

○阿部常務理事 経団連常務理事の阿部でございます。

昨年5月の、第3回の検討会にもお招きいただいております。その際、私から経団連の主要会員企業、具体的には経済法規委員会の企画部会メンバー四十数社の意見をもとに、かなり大胆なことを申し上げたかと思っております。

その中身としては、職務経験要件はそもそも要らないのではないかという話、あるいは国内での労務提供期間についても、特に気にしていませんという話を申し上げたかと思っております。ある意味で、これ以上の規制を行うということがそもそもおかしいのではないかというところから議論をさせていただいております。

今日は混合法人についてということでございますが、率直に申し上げましてまだこのような議論をしていたのですかというのが正直なところでございます。御承知のとおり、平成21年の研究会の報告書でA法人、B法人と並べて示されました。そのときには次の改正では両方とも実現するのかなと思っておりましたら、平成26年改正のときにはA法人だけでB法人は取り残されてしまいました。そのときの理由も説得的とはいいたい理由だったかなと思っているわけでありますが、私どもの立場といたしましては、混合法人、B法人にしても広く認めるべきだということでございます。

理由は幾つかございますが、例えば今既に組合形態の共同事業ということで幅広く大手の英米系の事務所も進出しておりますが、何か特段に問題が起きたという話は聞いておりません。では、この共同事業のままでいいのではないかという議論もあるかと思うのですが、共同事業ですといわゆる支店を出せません。何も法務サービスが必要なのは東京だけではございませんので、全国各地にそれなりの拠点があれば便利だということでございます。全国津々浦々で日本法、外国法を併せました総合的なリーガルサービスが提供できるような仕組みということで、B法人についてはぜひとも認めていただきたいなと思っております。逆にB法人を認めると何か困るかという、資料1にございますように日本弁理士会の意見書というのは単に競争が厳しくなることへの懸念かと思っておりますので、そういう意味では資料第2の企業内弁理士さんの意見でありますとか、あるいは知財協の御意見に私どもは全く賛成でございます。

あえて申しますと、そもそもなぜ弁護士が弁理士をできるのかということには若干の疑問はあるわけでございますが、それはまた別の問題でございますので、今回、いわゆる混合法人、B法人を認めるということであれば、平成21年の研究会の報告書に戻りまして制度設計を行った上で、速やかに法改正も実現しなければと思っております。

そもそも私どもの会員企業のような大手でございますと、いわゆる法律案件あるいは特許の出願も国際的になっております。特に特許というのは日本だけで取得していても、同時に世界の主要国でも取得しなければ意味がございません。日本の、特許事務所、あるいは弁理士にそういう力があるかという、おそらくないでしょうということでございます。

もちろん大手の渉外の特許事務所等も見受けられているわけでございますけれども、基本的に日本の弁理士あるいは特許事務所には頼めないから国際的な大手の力を借りる、あるいはお願いするというのが今の日本企業のスタンスなのであります。仮にB法人が認められないということになりますと、そもそも特許出願の中心を日本から海外に移すということになり、現にそういう動きはございます。アメリカやヨーロッパあるいは場合によってはシンガポールあたりに知財戦略の本部を移すみたいな話も出てきかねませんし、現にそういう会社はあります。そういう意味では、早く日本で幅広くB法人の仕組みを認めていただければと思っております。

あとは、これからの議論でありますけど、今の弁護士法人あるいはA法人、B法人の

間で幅広く再編・合併等も認めていただけるような仕組みも是非とも必要かなと思っています。現在はそれぞれ独立した別の制度でございますが、使い勝手をよくするためにはそれぞれの制度間で再編ができるようなことができれば、本当に1つの仕組みで全部収まるような形にするのが究極の姿かなと思っています。

最後に、今回の弁理士会の御意見について、もう少し詳しく申し上げます。まず不当関与に関する懸念ですが、これは法律違反を犯すかもしれないと言っているわけでありまして、それならそもそも日本の弁理士であっても同じではないかということでございます。理屈としては言いたいことはわかりますけども、法律論ではないかなと思っています。意図せぬ技術情報流出についての懸念も同じような話かなと思っています。当然でございますが弁護士、弁理士は守秘義務を課されておりますし、これを破るということは法律を破るということでございますので、外国から来る人たちは法律を破るかもしれないからけしからん、だめだと言っているのに等しいのかなと思っています。そういう意味では、この弁理士会の御意見は、残念ながらあまり考慮するに当たらないものかなと思っています。むしろ資料第2にございます企業内弁理士の御意見、弁理士会の中でもこういう御意見はちゃんとあるのだということに感服いたしましたし、これから知財協の御意見を伺いたいと思っておりますが、まさに経団連の立場あるいは経団連会員企業の立場と全く同じでございます。速やかに混合法人についても法改正をしていただいて、幅広くリーガルサービスを受けられるような環境をつくっていただきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○松下座長 どうもありがとうございました。

それでは、続きまして久慈専務理事から、よろしくお願いいたします。

○久慈専務理事 日本知的財産協会の専務理事をしております久慈と申します。よろしくお願い申し上げます。

資料3-1を御覧いただきながら御説明いたします。上のほうが結論でして、結論は、日本企業はグローバル競争に向けて急速に国際特許出願を強化しており、それをサポートする方向が望ましいということでございます。B法人がそれに役に立つかどうか、それはこの後述べますけれども役に立つと考えるので賛成するというのが結論になっています。

とはいえ、現実をしっかりと見ることが大切で、弁理士会がなぜこういうことを言っているのかという動機を考えると、参考として小さい字で書きました特許出願件数の変化があります。日本出願件数は2005年の段階で42万7,000件です。それから10年後は32万5,000件、10万件ぐらい減っています。これ以上減るかどうかなというのは現時点ではわかりません。ただ前に戻ることはないと思います。この件数で弁理士の数が、2005年は5,000人ちょっと、2014年は1万1,000人になっています。計算の速い方はおわかりになると思いますけれども、弁理士1人当たりの出願の取り分、割り算すればいいのですが、この10年で3分の1という計算になります。このうち、外国からの出願というのは、外国企業なり外国の大学が最初に外国に出願してから、それをもって日本に出願するというパターンのもので、それも日本の弁理士が出願手続をしますが、これは6万件ということで変わっていない。この6万件の、つまり外国に最初に第1国出願して、それを日本に持ってくるパターンがB法人により影

響を受けるかどうかというのはわかりません。しかしこういうことが本当は考えなければいけないポイントだと思います。

PCT出願というのは国際特許協力条約に基づく出願ということで最初に日本に出すのですが、ある期間を経てから、例えばアメリカとかイギリスとかドイツとかそういう国を指定していきます。ですから、件数が日本の出願件数と1：1で対比できる数字はなくて、ファミリーの起点になるような数字なのですが、それが2005年は2万4,000件、2014年は4万1,000件になっており、この急速に増えているということが、日本に出願するのを減らして世界中に増やしているという状況を示しています。そうするとここは配慮しなければいけないポイントの1つだろうと思います。公平感をもってB法人を作ったほうがいいと想像上言うのは楽なのですが、弁理士の現在と将来の仕事のあり方なことを考えながら、検討すべき問題だと思います。

1としてまとめた意見ですが、日本企業が日本出願を減らして外国出願を増やしているのは、知財の争いが世界のマーケットでより熾烈になっているためです。日本企業同士は事前に交渉する環境が整っているため知財訴訟件数は少ないのですが、日本出願をベースにして外国出願しますので、日本出願時にもう既に外国の訴訟を併せて検討します。B法人の場合には1法人ですから日本出願と外国出願と外国訴訟まで一連の案件として考えることができるというメリットはあると思います。

私自身は今の仕事になる前はホンダにおりまして、そのように考えておりました。しかし共同事業が既にあって、それにB法人ができたとしても大きな変化はないと思います。ただB法人の支店が地方都市に開設されれば、そこでのメリットはあると思います。知財協の会員は大体1,000社ぐらいあるのですが、3分の2が首都圏で、あとの3分の1は首都圏以外です。その3分の1の企業にとっては地方都市に支店ができれば、それはそれで楽にはなるだろうなと思います。

2番目に、秘密情報の漏えいリスクは、B法人だから大きくなるということは全くないと思います。グローバル展開をしている日本企業には外国人社員も多くいます。目の前で彼らが仕事をしているわけで、秘密情報の漏えいリスクは注意が必要なのですが、ところが代理人に依頼をしながら漏えいリスクがあるかということ、それは全く考えられません。プロを信用しなくてどうするのだということです。また、代理人には一部の業務を委託するのであり、その業務の範囲でしか情報を出しません。グローバル展開をしている日本企業には外国人社員も多いので、社員も代理人も国内外問わずに彼らの力をフルに活用できるのが国際競争力としては重要だと思います。

3番目に、人材育成という観点で考えると、B法人で海外の代理人と一緒に業務を行う人たちが増えれば、国際競争の場で活躍する日本の弁護士、弁理士は増えるだろうと思います。これは重要な点で、知財訴訟を海外でやるときに日本人の弁護士、弁理士のセカンドオピニオンなりサポートが受けられるかどうかという点は非常に重要です。これはいかに企業のベテランであっても、各国の訴訟手続や判断の仕方をそんなに分かっているわけではないので、そこで国際的な日本の弁護士、弁理士から、ここはこうすればいいんだと、この請求書は吹っかけられているからこれはちょっと違うのだとかそういうのも含めて、サポートしてくれる人が非常に役に立つと思います。やはりちょっと少ないと思います。委員の皆さんは、専門家の方々なのでお分かりになると思います。

れども、ここでサポートができる人が増えることがこれからの日本の企業の国際競争力にとっては重要な点だと思います。B法人も共同事業も、そのチャンスの1つだと思います。

弁理士会の意見書の最初の動機はこういったことを議論してほしいのではないだろうかと思いました。私自身はB法人には賛成であると思いましたが、いろいろな配慮が必要で、これがこの先の日本の国際競争に役に立つかどうか、そのためにはどういうステップで、何時やればいいのか、少し準備期間が必要じゃないかとか、いろいろな視点で考えていただければと思います。

次のページについて、簡単に言いますと、日本知的財産協会というのは1938年に設立されて、もうそのころから日本企業の知財というのはグローバル競争をやるのだという姿勢です。正会員が940社と書いていますが、正会員の特許出願は日本全体の80%以上を占めています。世界でいうと、大体2割を日本知的財産協会の正会員が占めています。

そこで、これから先、日本出願はどうか、国際出願はどうか、訴訟をどうすれば有利に戦えるか、そういったことを考えながらこの意見を作成いたしました。

以上でございます。

○松下座長 どうもありがとうございました。

ただいまの阿部常務理事、久慈専務理事からの御説明につきまして、御質問等がございましたら、どなたからでも御発言をお願いいたします。

○大村委員 大村ですけれども、先ほどお二方の御意見を聞いておりましたが、やはり基本的な方向性としては、日本の国際的な発展ということを考えながら、大きな視点で今後報告書を取りまとめる必要があるのかなと思います。やはり弁理士会の会長名で出されているところは、これは公式な御意見なのかもしれませんが、その立場上もあるのかもしれませんが、どうしても業界利益の代表、代弁みたいなところが入らざるを得ないでしょうから、それはそういうものとして、先ほどの御意見のように一定の配慮は必要なのでしょう。具体的にどういう配慮があり得るのかというのはなかなか難しいように思うのですが、それはそれとして大きな方向性は、この検討会としては失わないようにしなければいけないのかなと感じました。

○松下座長 ありがとうございます。

阿部常務理事と久慈専務理事のご説明で、B法人固有のメリットとして共通して挙げられるのは、支店が作れるということでしょうか、共同事業と違うB法人の固有の意味です。

○久慈専務理事 大きくはそうだと思います。

○阿部常務理事 よろしいですか。経団連の会員企業は、基本的には東京に本社を置く大企業が多いので、現状は共同事業だけで十分事は足りていると言いたいところですが、やはり関西圏あるいは中部圏、九州などでも、それなりに需要があるはずですし、現にあります。そういう意味では、大手の共同事業が地方、地方というと失礼ですけど大阪ぐらいにしかないのですよね、東京のほかには。あとはみんな東京でありまして、名古屋にもない、福岡にもないという状況でございます。そういう意味では、B法人、混合法人制度であればそういうニーズがあるところに拠点が置けるということで便利に

はなるかなと思います。

○松下座長 いかがでしょうか。

久慈専務理事が指摘された人材育成という視点は、この検討会ではっきり出てきたのは今回が初めてかなと思いました。

いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

○松本官房付 事務局でございしますが、もし差し支えなければ、先ほどの企業内弁理士の会からの意見書がございましたので、久慈様におかれまして、企業内弁理士の会について簡単に御説明を頂戴できますと幸いです。

○久慈専務理事 弁理士には、弁理士試験を受かって独立開業といいますか、特許事務所、法律事務所に入る弁理士と、それから企業の中でもいろいろな知財の手続がありますので、企業に入り弁理士としての仕事をするという人もいます。その企業の中の弁理士は、独立して仕事をしているわけではなくて企業組織の中で指示を受けて動いている存在ですから本質的には企業人です。ですから企業内弁理士の会の意見私の意見とほぼ同じになっていると思います。ここでの企業内弁理士の会というのは、日本知的財産協会の中で弁理士の資格を持っている役員、それから執行部に入っている人たち、そういった人たちをお願いして1つの組織を作りました。弁理士会の意見はどちらかというと弁理士自信の問題に力点が置かれると思いますが、それとはちょっと距離を置いて、弁理士でありまた企業人としてこの先の日本企業にとっての知財をどう考えたらいいのかという意見です。それが企業内弁理士の会という存在で、日本知的財産協会を会合の場所としてネットワークを作り動いているということでもあります。

○松下座長 人数はどのくらいでしょうか。

○久慈専務理事 委員長レベル以上ということで声をかけての集まりですから数十名というレベルです。弁理士の資格を持っている人たちは1万1,000人いるのですが、2,000人以上が企業に所属しています。その2,000人を組織するというのではなく、日本知的財産協会の中での有志が集まったということです。

○松下座長 なるほど、分かりました。ありがとうございました。

今の点でもほかの点でも、よろしゅうございますか。

お話自体は非常に明晰だったので、特に疑問がないということであれば、ここで本日のヒアリングは一区切りとさせていただきますが、よろしゅうございますか。

それでは、各団体の皆様におかれましては、御多忙の中、本検討会におけるヒアリングに御協力いただきまして誠にありがとうございました。

それでは、最後に議事次第の6になりますけれども、検討会の取りまとめに向けて委員の皆様意見交換をお願いしたいと思います。

本日の意見交換は2つのパートに分けて行いたいと思います。まずはB法人制度について御議論をいただき、その後で職務経験要件について議論をお願いする予定です。各論点の時間配分につきましては、いつものことですが議論の状況を見ながら私の方で進行させていただきたいと思います。

それでは、まずB法人制度について意見交換に移りたいと思います。事務局から冒頭御報告がありましたとおり、B法人制度を巡る第9回検討会以降の動きとか、今行いましたヒアリングのやりとりも踏まえて、B法人制度について本検討会の取りまとめをど

のようにすべきかということについて意見交換をお願いしたいと思います。

冒頭御説明がありましたけども、御参考までにとということで前回お配りした検討会取りまとめ骨子案も席上に置いてございます。どなたからでも、どの点からでも結構ですので御発言をお願いしたいと思います。B法人制度についていかがでしょうか。

御意見をと言ってもなかなか出にくいのかもかもしれませんが、おおむねB法人制度について認めるべきであるという方向については、今までこの検討会の中では御異論はなかったと認識して、この間で意見が変わりましたという方がもしいらっしゃいましたら。

そうすると、B法人制度については、御指摘の懸念に対してどう答えるのかというあたりでしょうか。

○大村委員 よろしいですか。確かに今回の資料1にも出ている、また繰り返されている懸念というのはあるのですが、抽象的なレベルでの懸念が払拭できないという話を始めれば、それはこの世の中全てどこにでもある話でありまして、それを言っていたのでは話は前に進まないのかなと思います。前回もそうですし、今回も御意見の中で出ておりましたが、きちんと専門職の団体の中での規律があり、そしてさらに罰則、刑事罰も用意されていて、しかるべき対応はもう既になされていると私は思いますので、それ以上はどの世界でもきっとどうしようもないのではないかなと思います。

○松下座長 ありがとうございます。

先ほど、久慈専務理事からのお話でも懸念が抽象的なレベルにとどまる限り原理的に払拭できないではないかという御指摘がありましたけども、抽象的なレベルでの懸念についてはもう十分対応できているではないかというのが今の大村委員の意見だと思います。

○崎村委員 この今日のお話でもそうですけれども、やはりB法人を導入することによって外国人がどうするという話ばかりがわりと出ているかと思うのですが、前にも申し上げたと思いますけれども、どちらかというとな日本人の弁護士が非常に多くて、少し外国人を持っているために外国法共同事業を今組まなければいけなくてB法人化できず、また支店化できないといったような日本の事務所もあると聞いております。その場合は、どちらかというとなB法人制度を認めることによってその外国人がどうなるというよりは、日本人の法的サービスがより地方でも展開できるようになるといったような観点もあると、私は外弁協会の中で聞いておりますので、そういった意味からもやはり日本の弁護士、弁理士の競争性を高めてよりよいサービスを日本中で展開していくということに対しては、このB法人というのはあったほうが、いわゆるプレーイングフィールドを広げられるのではないかなと思っています。

○松下座長 懸念がないという話とは別に、B法人固有のメリットというのが支店設立ですね。

○崎村委員 はい。

○松下座長 久慈専務理事のお話にもありましたが日本人の弁護士、弁理士にとってもそれはメリットの大きい話だという話ですね。

○亀井委員 亀井です。これまでこの会で何回か皆さん御指摘をされていますし、私も指摘したことがあります。先ほど大村先生がおっしゃったように、やっぱり大きな方向としてB法人を認めていくことが、まさに国益にかなうのだらうと思います。知財とい

うのは法領域の中の一部ではありますけども、それ以上に様々な法領域の仕事があるわけですので、これが地方で支店という形で日本企業がサービスを受けられるというのは非常に大きなメリットだろうと思います。弁理士会のお仕事の一部無くなるかもしれないという御懸念に対しては同情の部分がないわけではないのですが、それは国益という大層ですけれども、日本全体が受けるメリットからするとちょっと比較的小さい話なのではないかと思います。

以上です。

○松下座長 ありがとうございます。

議論の中身というか実質においてはおおむね今出たような話で、前回までもそうですけど、方向性はおおむね皆さん一致しているのかなと思うのですが、取りまとめに向けて御意見を伺わなければならないのは、弁理士会が示されている懸念について、取りまとめの中でどう取り扱うかです。弁理士会の御懸念をフルに取りまとめの中に書いて、それに対する対応策を書き込む、要するに全部盛り込むのか、盛り込むとしてどの程度の扱いにするのか、このあたりについて御感触をいただければと思います。あるいは別の角度ですけど、取りまとめの仕方について何か特段のコメントとか注文とかがございましたら、これもまた是非お聞かせいただきたいのです。いろいろなバリエーションがありそうで、御懸念についてフルに書いて、それに対してフルにこの検討会の意見を書くという書き方から、御懸念とは別にこの検討会で検討したことを書いて、懸念については扱い方を変えて、例えば活字のポイントを落とすようなイメージで盛り込むやり方まで、いろいろなやり方がありそうですけれども、この点はいかがですか。

○加藤委員 委員の加藤でございます。先ほどのお話で、弁理士会からの御懸念についての意見で過去から変遷してきているところがあると、これは今回の1月から2月への意見の変遷に限らず、過去からも意見の変遷があると伺っておりますので、今回、例えば弁理士会の意見を全部載せて、それに対する反論を一つ一つあげたとしても、またそれとは違う切り口からという意見が出てくる可能性があるのではないかと思います。そういうイタチごっこのようなことをしてもあまり意味がないと思いますので、一つ一つ反論というよりは、もう少し大きなくくりで、大きな考え方としてはこういう方向であるというようなまとめ方をしたほうが良いように思います。

○松下座長 個別に逐一对応というのはあまり適切ではないのではないかとということですかね。

○加藤委員 そうですね、抽象的にということではないですけど、一つ一つの反論というよりはもう少し大きな内容の中で実質的に反論できているような形になるといいかなと。

○松下座長 御意見の中身については皆さん大体一致していると思うのですが、取りまとめの中でそれをどう扱うかというのは、実質をどう考えるかはまた別の考慮が必要ではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。今の加藤委員の御意見は伺いましたけど、ほかの委員の方の御意見も是非伺いたいと思います。

○陳委員 加藤委員のお考えに賛成いたしますが、もう一つの関連で、それで中国の、あるいは日本は同じ、クライアントは神様であると、そういうような話がありますが、先ほど経団連の方から、あと知財協会の専務理事の方から、ある意味では、ある意味じゃない、そもそも企業の代表であると思います。この2つの企業の代表の機関の先生たち

の御発言ではB法人に賛成しているというようなことは間違いありませんので、ですから、いかにクライアントの、我々のクライアントはそちらにいらっしゃるので、いかに重視しなければならないと思います。先ほど、また阿部さんの御発言もありまして、何でまだこういう話を議論しているのですかと、実はこういうようなある意味はジョークで、ある意味では辛口の指摘がありましたので、我々のところではそれ以上議論することとは言葉遊びと思われるか、あるいは縄張りと思われるか、そういうこともあり得ますので、是非とも、もう方針は決まりました、その方針をいかに実行するかと、そういうふうに皆さんと一緒に力を合わせて考えていいのではないかなと思います。

○**松下座長** ありがとうございます。

○**亀井委員** 亀井です。報告書のまとめ方ということでは、さきに弁理士会からのヒアリングという形でも御意見をいただいていますし、そのときは出願の名義がどうのこうのということがあったと思います。それから、前回の自民党へ出されたものはとりあえず置くとして、今回司法法制部長に出された意見書を正式に出されたものとして取り扱うのであれば、これは丸無視するわけにもいきませんので、ヒアリングで出された論点と今回出されている幾つかの御懸念というものを、一応それはそれとしてそういうものがあつたという形できちっと書いていただくことは要るかなと。これは、前回出された骨子の中では1行の中へ収められておりますけれども、もう少しきちっと書いていただいて、ただそれについて一々反論するというのではないというのは、これは加藤委員がおっしゃったとおりだと思いますので、全体の当会の結論の中でそれに対してやんわりと反論するというか、こういう制度にしていくのだということを書き具体的に書いていくと。不当関与の禁止等も当然仕組みとしては取り込まれるし、秘密情報の保護についても当然義務があるのだということについてきちっと書くと。残るのが多分特許の名義がどうのこうのという何回か前の議論だと思いますが、そういうところまで当会で何か提案をするなりするかということは、ちょっとそこは難しくなるかなという気もしております。特許庁とすり合わせられたところで何かそういう解が出てくるのか、何かここでは議論されていない補足的な記述が要るのかなとちょっと思っております。以上です。

○**松下座長** どうもありがとうございます。司法法制部宛てというのは、実質はこの検討会宛てだと思いますので、この文書について触れないわけにはいかないと思います。しかし詳細な個別の反論を書くというよりは、先ほどの加藤委員の発言と同じですが、逐一細かく反論するというよりは、もう少しふんわりした書き方ということですかね。

○**岡田委員** 委員の岡田ですけど、前もこの件が出たと思うのですが、正直言ってこの2番目の、とりわけ技術情報流出の懸念というのは、やはり書き方に気をつけないと、いわゆる我々を含めてプロフェッショナルが何かこういう倫理に反することを平気でやるようなニュアンスが出るという、これはこういう公の書類で何か恥ずかしいという印象を正直持っています。そういう面で正面切って逐一というのは、控える配慮も必要かなという印象を持っています。ちょっと言葉が不適切かもしれませんが、本当にすごくきちっと反論すべきものであれば、それはきちっと取り上げて反論することも大切かなと思うのですが、この内容の一部は、私はそういう配慮が必要かなという印象を持っています。

○**松下座長** 正面切って報告書の中に残してしまっているのかということでしょうか。

○道次長 配付資料の扱いとしては、今日の弁理士会の御意見書はウェブにアップされる扱いでは……。

○松下座長 今回の資料は全部公開で、非公開にはしません。

○道次長 はい、分かりました。

○松下座長 冒頭で申し上げるべきでしたが、特段何も申し上げない限りは原則公開です。

○崎村委員 公開されるとは思いますが、多分おっしゃっていたのは、結局一番読まれるのはこの私どもの報告書であろうから、その中である意味差別的な用語などが入っているということで、もうちょっとうまくまとめられないかと、そういうご意見ですよ。

○岡田委員 ええ。

○崎村委員 はい。

○松下座長 大体よろしいですか。議論の実質とは別に、取りまとめの中でどう取り扱うかについても、ニュアンスの差は若干あったかもしれませんがおおむね皆さんの方向は一致したと思いますので、事務局の宿題ということで御工夫をいただくことにします。B法人制度についての意見交換、どうもありがとうございました。

それでは、残された時間で、職務経験要件について意見交換をお願いいたします。前回の検討会では、取りまとめに向けて非常に活発な議論を行っていただきました。前回の検討会での議論を振り返りますと、職務経験要件のあり方について3つ問題があったわけです。第1の問題が、外国法事務弁護士としての能力・資質・倫理を担保するために外国弁護士としての資格、原資格国での資格を有していることに加えて、何らかの制度的担保が必要であるということです。

それから第2に、制度的担保の方策としては職務経験要件のほかに合理的な方策がなかなか見当たらない、ということです。この2つについては若干異なる意見がなかったわけではないと思いますが、大きな方向性としては、委員の皆様の間でも共通認識はおおむね得られたのではないかと受けとめております。

その上で3つ目の問題ですが、現行形の職務経験要件の内容が合理的なものかどうかという点につきましてはさまざまな御意見をいただきました。特に職務経験要件として課されている3年という期間をどう考えるのか、また日本国内における労務提供について、職務経験要件の年数への算入上限とされている1年という期間をどう考えるかといった点について、具体的な年数を伴う形での緩和案が複数示されたところです。

職務経験要件に関しては、本検討会でどのような結論を得るかについては、現時点でも予断を許さないところだと私は拝見しておりますけれども、現行の職務経験要件を仮に緩和すると、そして具体的な年数を伴う形での緩和案を示すということであれば、その案を採用することとなった理由についても併せて示す必要があると思います。つきましては、本日の意見交換におきましては、委員の皆様から具体的な緩和案、要するに数字を伴う緩和案を御提案いただくに当たって、なぜその案を支持されるのかといった理由についても言及していただけますようお願いいたします。

それでは、どなたからでも構いませんのでご発言をよろしくをお願いいたします。

○柳委員 よろしいですか。柳ですが、今日から参加するというのに、今日意見も述べるということですから、結構大変だなと思うのです。資料をいろいろ読ませていただいた

のですけれども、空気は読めていないというか、この職務経験制度というのは既存の法律で規定されているものですよね。この制度を変えるとということになりますと、それは変える立法事実がそれなりに必要だと普通考えるのではないのでしょうか。どういう必要性があるのか、どういう立法事実があるのかということについて書いてあるとすれば、この取りまとめ骨子案だと思うのです。何でもこういう議論をするかということ、例えば制度を緩和するにしたってその度合いを考えなくてはいけないわけです。どのぐらいの重要性が、必要性があるのか、どのぐらい緊急性があるのか、ということ考えた上で御提案しなくてはいけないのですが、そこが書いてあるとすれば、この骨子案のどの辺なのでしょう。2ページの下から3ページの上あたりなのでしょう。こういうことでよろしいのでしょうか。

すみません、もし仮にそうだとすると、今回、この検討会を設置された目的というのが、増加する国際的な法的需要を踏まえ、それに対応することが必要だということで、その目的のためにこの検討会が始まったのだと思うのですけれども、そうだとすると、結局ユーザーの需要に応えるには現状の職務経験制度には問題があつて変えなくてはいけないのだという話になってくるはずなのですが、ここにはユーザーの法的需要にという観点から、どうしてもこれは変えなくちゃいけないということは書かれていないようです。ですから、どういう必要性があつて、どのぐらいの重要度があつて緩和しなくちゃいけないのかということについて教えていただきたいのですけれども。

○**松下座長** もともとこの検討会は規制緩和の文脈で立ち上がったものであり、今柳委員が御指摘のとおり、前回お配りした取りまとめ骨子案で言えば、その具体的な内容については2ページのおしまいぐらいから特に3ページの上のほうのあたりが、特に3ページの一番上の丸でしょうか、そのあたりが緩和の動機となっているということではないかと思えます。

どのぐらいニーズがあるかは、なかなか定量的に示すのは難しいと思えます。

○**柳委員** 柳ですが、議事録などを読む限りは、ユーザーサイドからこの職務経験制度がネックとなって増大する法的需要に対応できていないではないかというような具体的な主張なり立証なり、そういうものはなかったというように記憶しているのです。今回制度を変えるとすると、ここに書いてあるサプライサイドといいますか、法的サービスを提供する側からそういう方を入れたほうがいいですよねといった、そういう話で法律を変えようということになるのですか。いや、もし規制緩和の観点からそれも必要なのだということであれば、そういう観点から議論するということになるのでしょうか。その程度の必要性でもって一国の制度を変えるということになるわけですね。

○**崎村委員** すみません、崎村です。その程度のことではないと思えます。なぜかということ、今はこの制度の中でやりくりをしているというのが現状です。外国法弁護士として、もう少し若い人などがこの国に入って法的サービスを提供できるようになれば、それはそれで正直プライスにも関係してくると思えます。その上で、もう少し多様な人材のお客様への対応ということが可能になるとすると、今現状でやりくりできているからといってそれで満足するのではなく、よりよく日本を国際化して、その上で端的に言えばより効率的なサービスをお客様に提供するには、これは考えるべきではないかというのが1つです。

もう一つ、もちろんサブライサイドからも非常に大きなニーズがあります。ここに書いてございますように、切実に若い人を事務所に入れておけないというニーズはあります。それというのは、今はそれで私どもはもう少しシニアの人が前面に立つことでサービスを提供しておりますけれども、そうではなくて、もう少し若いレベルでのサービスでよいものは若いレベルで提供できるようになると、そういうふうにしたいと思っております。

○柳委員 柳ですが、よろしいですか。ありがとうございます。今、委員がおっしゃったことというのは、それも1つの立法事実であるかとは思いますが。ただ、ユーザーサイドからの話というのは、普通は現行制度に何か問題があって、それで改正しなくちゃいけないというふうな話なのですが、今の委員の御説明だと、この制度を入れるともっとよくなるというか、そういう話だとすると、それは制度の売り手側の口上といたしますか、このクリームを買うともっと肌がつるつるしますね、とかそういう話だと思うのですね。私が聞きたいのは、このクリームを買う前提として、肌がかさかさしていますかね、という話があるのかどうかということをお聞きしているのです。ただそれがないということであれば、それはそれで結構です。後から委員に入ってきているので、議論の方向性としてちょっと確認したかっただけなので。

○陳委員 陳です。具体的な例を申し上げます。外弁の資格を緩和することはいいことであると、クライアントのほうから、企業のほうからこういう要求があるという前提の話です。では、外弁にいったい誰がなりたいのですか。日本と全く関係ない人は日本の外弁を申請するのは少ないと思います。私の経験から言いますと、日本に留学して、例えば本国で学部を卒業して、あるいはそもそも高校卒業して日本に留学して、日本で大卒、マスターを卒業して、日本はいい国、ここで法律の仕事をしたいと、そのため本国の資格を取りました。しかし実務経験がありません、どうすればいいのですか。できれば日本で働きながらその実務経験を得られるのが、一番理想です。今現段階では3年間が必要です。3年間、中国、アメリカに帰りますと、誰が日本に戻ってくるのですか、戻ってこないですよ。だから緩和が必要です。できれば日本で働けば、今の時代が訴訟なら自国に戻らなければならないのですが、非訴訟の業務、特に企業法務はほとんどなのですね、我々外弁のところでは。だから日本にいてもちゃんと働いておけば認められればいいと思っています。

もう一つ、私、前も言いましたけれども、越境のこと、日本で提供できなければ、ならば中国でやります。メール1本で、テレビ電話1本で何でも解決できますよ。では、日本では外弁の許認可は厳しいならもうそもそも申請しませんよ、外国でやります。そうすると、今現在の3年間の制限が形骸化になります。日本国外にいますので、管轄できません。本当に日本で申請して日本で働きたいこと、そういう人たちにとっては損になるだけなのです。こういう2つの意味で緩和が必要であると思っています。

○松下座長 どうぞ。

○亀井委員 亀井です。ユーザーサイドというお話がありましたので、この場で申し上げてきたことは、隣におられる経団連のお立場で大企業で言えば、大手の事務所さんの教育システムがしっかりしているのでめったな方が入られていることはない。そういう意味でいうと職務経験要件というのは特になくても問題は生じませんという立場もあり

ます。ただ一方で、全国津々浦々で起きるビジネスマター以外の法律問題も含めて考えると、それもニーズだとして考えると、何らかの一定の担保が要るのではないのかという、職務経験要件が要るか、要らないかというところではそういう考え方だと思います。では、実際に緩和が必要かというところ、それは次元の違う話だと思っていて、別に今の3年・1年という組み合わせで緩和が必要かと言われると、ユーザーサイドでは、大企業の立場ではそもそもなければいいという、なくてもいいという立場からすればそれは緩和になると思いますけども、必ずしもそうとは言いきれない。だから緩和が要るかと言われると要るのかもしれないし、要らないかもしれないということに過ぎないのではないと思います。

○柳委員 ありがとうございます。よくわかりましたので、それを踏まえて考えたいと思います。

○松下座長 今回の柳委員の問題提起は総論的な部分のお話で、これはこれでももちろん非常に大事なところですね。しかし、それをにらみながら取りまとめに向けて具体的な御提案もいただく時期だと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

前回は随分いろいろな数字の組み合わせが飛び交ったと記憶しておりますが。

○陳委員 前回申し上げましたけれども、さっきの私の説明もありまして、それを踏まえて2年間、少なくとも今の3年間から2年間、これは我々の会では辛抱しないと、本当にこの1年間何をしていると皆さんが言われると思いますが、2年間が絶対必要です。そのうちに日本での2年間でもいいのですし、外国での2年間でもよいと、そういうことを提案いたします。

○松下座長 職務経験要件を3年から2年に短縮し、日本を含めて世界のどこかでの労務提供の算入上限も2年とするということですね。

○陳委員 そうです。

○松下座長 そうすると、原資格国で自分の資格に基づいて仕事した経験がゼロであっても、日本での外弁の資格を認めることがあり得るということですね。

○陳委員 はい。

○松下座長 職務経験要件の年数と、それから労務提供の算入上限を合わせるというのは1つの考え方で、2年と2年というのはその1つの組み合わせの仕方だと思います。

○レブラン委員 委員のレブランですけれども、前の委員会の会議で申し上げましたように、私が思う現実的な問題は日本以外の経験が必要という点です。それは若い弁護士の個人的なコストの負担で、キャリアの途中で何度か異動しなくてはならないし、それからエンドユーザーの観点からも、日本語堪能な外国人の弁護士が使用できない期間も出てくるということ。そして事務所の観点からも、引っ越しするコストなどを負担しなくてはならないのですが、それは多分大したことないとしても、最終的にエンドユーザーにある程度負担することになると思います。その観点からは、経験要件は減らさなくても海外の経験が必要という点を緩和できれば大変影響があると思います。

○松下座長 それは、日本での労務提供期間の算入の上限を上げるということになりますかね。先ほどの2年・2年と同じようなことが1つの答えだということになるということですね。

○レブラン委員 はい。

- 松下座長** この検討会でも原資格国での職務経験を積ませるために、原資格国に1回は戻らなきゃいけないのは負担だという御指摘は何回か出てきたところです。それに対しては、職務経験と労務提供とは本質的に違うのだからそれを合わせることは難しいのではないかとご指摘は、反対側から出てきたのではないかと思います。引き続き具体的な御提案を頂戴できればと思います。
- 岡田委員** 委員の岡田ですけど、まさしく今お話が出たところですが、前からもいろいろあったと思うんですけど、もう一つ忘れてはならないことは、やはり職務経験といういわゆる資格に基づく職務経験と、それからいわゆるトレーニーというのですか、資格に基づかないでトレーニーと同じような立場での労務提供、これを完全に同一視するというのですか、とってかわるようになるというのは、制度の趣旨からして大きく反するのではないかと。ただ、それだけではなくて、例えば資格に基づく職務経験要件を必要とする背後、背景というのは2つほどあると今まで議論されてきましたが、1つはいわゆる能力担保といいますか、経験に基づく能力担保。もう一つは、何年かは別にしましてある期間、懲戒等を受けずに職務を全うされたと、こういうことが倫理感という観点から、弁護士としてきちんと対応してこられたという意味での倫理担保になっているという、この2つが理由としてそれなりの合理性があるのではないのか、おそらくそういうこともあって各国、全てはもちろんなのですが、それなりの国がそういう職務経験要件を担保にして外弁制度を認めている場合がある。そういう観点からすると、全くトレーニーと同じ立場の経験の労務提供でもって職務経験に完全にとってかえてしまうというのは、やはり問題ではないかなと私は考えますけれども。
- 松下座長** そうすると、職務経験要件の年数と算入上限の年数は……。
- 岡田委員** 全く同じにしてしまう、例えば3年・3年とか2年・2年とか多分いろいろ今出たのかもしれませんが、それは問題ではないかというふうに今申し上げたのですが。
- 松下座長** 固有の職務経験が年数は別にして必要だということですね。
- 岡田委員** はい、必要だと思います。このあたり、忘れてはならない視点があるのかなと思うのですが、先ほどから大企業の話が出ました。ユーザーとしての大企業としてのいろいろな意見というのはもちろんあるのだろうと思うのですが、たしか第3回の委員会であったと思うのですが、ユーザーとして大企業ではない、例えば個人、家族法とかビザとかそのあたりのことをやっておられる外弁の方のヒアリングのお話が出たと思うのですが、そういう方の御意見は本国での職務経験というのは非常に重要なのだということをおっしゃっていたと理解していますし、さらには、いわゆる大事務所にも働いた経験もあるし、それ以外の経験もある方が、大事務所での若い弁護士のトレーニングの経験と、そうでない事務所でのトレーニングの仕方、やっぱりそれは同一視できない面があると、大分違うのだということもおっしゃっていたと思うんですね。だからやはりこのあたりも考えながら、どこでどういうふうに考えるかというのは重要なかなとは思っています。
- 松下座長** これも前に出た御意見かと思いますが、どういう事務所で労務提供したかということで区別はなかなか難しいということですね。
- 岡田委員** はい。そうですね、一国の制度を設けるので具体的な中身に入ってしまうと、

今度は制度としての透明性がなくなってしまうと。だからそのあたりが制度設計をするときの難しさなのだろうと思いますが、今我々はそれをやろう、もう一度レビューしようということをやっているのだろうと思います。

○**松下座長** 具体的な年数とは別に、職務経験要件の年数と労務提供期間の算入上限の年数は一致させるべきかという、数字の組み合わせとはまた別の次元での議論をしていただいているのですが、もちろん数字についてのご提案をいただくのも結構ですし、職務経験要件の年数と算入上限の年数を一致させるかどうかという点についても、なるべくいろいろな方からの御意見をいただきたいと思います。

○**柳委員** よろしいですか。柳ですが、私も今の岡田委員の意見と同じで、少なくとも議事録を見た限りでは、第3回の議事録のときに、日本ではトレーニーという、日本では外国の弁護士の方、外国法事務弁護士の資格のない方はトレーニーという位置づけになるわけです。あるいはコンサルタントみたいな位置づけなのですけども、その方々はリーガルプラクティスをやっていないという確認がされていたはずなのですね。ですから、我が国における労務提供と、それと原資格に基づく職務とは、やはりその中身も違うのです、やっている中身が。少なくとも一部の事務所では、それは大手の外国系の国際的なネットワークのある事務所ではほぼ同じだという御主張もございましたけれども、国内系の手先の事務所では、やはり明らかにそういう外国の方、外国弁護士の方がおやりになる仕事と、そこでのアソシエイトの仕事とは違って来るわけなのです。私もかつてそういう事務所にいましたが、仕事の内容は弁護士としての仕事、ロイヤーとしての仕事ではないのですね。ですから、緩和するという前提の中でも、そこを一緒にするというのは、ちょっと違和感があるなということをおっしゃるを得ないと思います。

○**崎村委員** 1点、お願いいたします。私は、皆さん御存知のとおり英国から来ておりますので、もともと職務経験の合理性について認めてはおりません。認めてはいないのですけれども、この委員会においての方向性という意味では、いろいろな方がおっしゃっていることもお聞きした上で、やはり幾つか論点があると思います。1つ大きな論点としてあるのは、やはり2年間、日本国外で経験を積まないで日本での外国人弁護士登録ができないというのは、今の外国法をしている事務所にとってもものすごい負担です。実際に外国以外での日本における経験をどのくらい使っているかとかいう統計もありましたけれども、前にも申し上げましたとおり、その2年間、外に行かなければいけないことによって、もう登録を諦めてしまうという、日本に戻ってこない、そういった外国法の弁護士がいるのは事実です。その上で、先ほど陳先生がおっしゃったとおり、今のご時世、日本のユーザーというのは海外に直接連絡をとっていろいろリーガルサービスを受けることも可能ですので、今の制度というのは日本に興味があり、日本において税金を払い、日本において日本語で外国法のリーガルサービスを提供しようとしている若者をピーナライズしているものだと思っております。ですので、そういう観点からすると、どうしてももともと日本の弁護士は0年生でもリーガルサービスを日本法で提供できることを考え、また外国法弁護士というのは日本法の提供ではなく外国法のサービスの提供であるということをお考えすると、この3年というのを陳先生がおっしゃったように2年にぜひ縮めてもらいたい。それによって、ユーザーサイドとしてもよりバラエティに富んだリーガルチームのサービスの提供を受けることができると考えております。その

上で、どうしても外国での、本国での経験が必要であるとお思いなのであれば、私はそれは認めないのですけれども、もしそれをお思いなのであれば、是非2年から1年に短くしてほしいと思います。2年間と1年間というのは事務所サイドからしたら大きな違いがあります。1年であれば何とか人を引きとめておけても、2年だと引きとめておけないという事情はあります。ですので、それに関してはぜひ、もしどうしても本国での期間というものを設けるのであれば、ぜひ縮めていただきたいと思っております。

○松下座長 今回の具体的な数字としては、職務経験要件は2年で、労務提供期間の算入上限が1年ということでしょうか。

○崎村委員 そうですね。

○松下座長 仮に職務経験要件が必要だとすればという前提だというのは十分理解しているつもりですが、2年・1年という組み合わせですね。

先ほど来、具体的な御提案をいただく際には理由もということでしたけど、今の崎村委員の御説明ですと、3年・1年から2年・1年にすることで原資格国に戻らなければいけない期間が1年になって、質的に大分違うというご説明になるということですね。

○崎村委員 そうですね。

○松下座長 質的に違うのだから、日本にとどまってもらえる場合が増えるのではないかという御説明ですね。

○崎村委員 そうですね。

○松下座長 いかがでしょうか。

○上妻委員 よろしいでしょうか。

○松下座長 どうぞ。

○上妻委員 先ほど柳委員から確認があったように、今回の改正については取りまとめの3ページの上のほうに書いてあるとおり、どちらかというビジネスマター的な利便性といいますか、あるいはサプライサイド側の合理性の追求といいますか、そのあたりが非常に改正の動機としては強いと思われまます。ただ、一方で職務経験要件が本来必要ではないかと思われる点、現状の制度としてなぜ要求されているのかという点を考えると、やはりユーザー保護といいますか倫理担保というところが大もとになっており、今回の議論の幾つかで確認されたのは、ビジネスマター以外の個人的というか家族法的な取扱いなどにおいては、そこが必要であり、さすがに否定できないだろうという雰囲気は支配的だったと思う。この点、改正の動機と現状の法制が必要とされる理由とかマッチしていないので、どうしても意見がかみ合いにくいのかなということを感じました。

従前のプレゼンであったのだと思いますが、どうしても家族法的な、要するに個人を相手にするような業務になりますと、そこはやはり本来の国での職務経験、資格に伴う責任を持って行ったという部分がどうしても重要なだろうと。そういう事情、実情もあるということは確認できていると思っております。そうしますと、どうしても本国でやる期間というのは、本来この制度的担保が必要だという理由からすると、どうしても外せない部分というのはあるのだろうと考えています。

あとは、職務経験要件自体が3年をさらに縮めるべきなのかどうかという点は、前も発言しましたように、ある程度決めの問題という部分もあるのかなと。実務家の感覚としてというあたりで3年という意見もあったわけなのですが、そちらのほうも、一

方で国際的動向を踏まえて検討するとされているに於いては、やはり3年以下というパターンがなかなか国際的にないものですから、この点をどう考えるか、なかなか難しいなど、そこはさまざまな意見があると思うのですが、そういった点も踏まえて3年をどうするかということは検討していただきたいなと思っています。

先ほど言ったような本国での資格に伴う責任を持った経験、これを日本での労務提供で一定程度置き換えてはいるわけですが、それも従前の考えでは過半を超えない範囲というあたりで何とか整合性を保つという考え方で来ていますものですから、そちらのほうはまず絶対的にゼロとするわけにはいかないだろうなと思っていますが、そのバランスも考えて過半に至らない範囲というところは、私としてはちょっと動かさなかなとは思っております。若干抽象的ですが以上です。

○**松下座長** 職務経験要件の年数と、それから労務提供期間の算入上限について、労務提供期間が職務経験要件年数の半分を超えるのかどうかというご指摘ですね。

○**上妻委員** はい、そこははっきりしていると思います。

○**松下座長** そうすると、例えば3年・2年という組み合わせはないだろうということですね。

○**上妻委員** そうですね、私の考え方でいくと、そちらのほうはちょっと厳しいのかなというイメージは持っています。

○**松下座長** 例えば日本で2年、外国で1年というのはちょっとどうかということですか。

○**上妻委員** そうですね。ただ積極的にだめかという理由もなかなかなくて、順を追って考えていくと何となくそんなところに落ちていくというイメージですね。

○**松下座長** 上妻委員のおっしゃるとおりで、年数それ自体が論理的に演繹されるものではないので、決めの問題という要素があるのは確かなのですけれども、しかし半分を超えるのはどうかというのは1つの考えだと思いますので、1つの御意見として賜りたいと思います。

いかがでしょう。

○**岡田委員** 先ほどの意見と非常に近い延長線上の話で恐縮なのですが、先ほど言いましたように、いわゆる資格に基づく職務経験と、トレーニーのような資格に基づかない労務提供ではやはり質的な違いがあるという、この違いというのはそれほど重要だと思っています。それはやはり制度を設計する上での柱なのだろうと。そんなことを考えると、私もやはり過半数を超えるという、いわゆる職務経験要件のうち過半数を超えて労務提供期間を認めるというのは、ものすごくいびつな制度設計だなという印象を持ちます。だからそういう面では、過半数を超えないということは、私はやはり絶対重要かなと考えています。

○**松下座長** 細かいことにこだわるようで恐縮ですが、半分を超えてはいけなというのは、そうすると2年・1年はありだというご理解でしょうか。その2年・1年に賛成されるかどうかは別にして。

○**岡田委員** いや、正直言って私は、私自身の弁護士としての肌感覚から言うと、どれぐらいの職務経験があれば先ほどから議論した能力担保とか、それから倫理担保というのでいいかなという感覚でいくと、やはり3年というのは本当に絶妙だなという印象を持っています。ただ、それはまたいろいろな議論があるところなので、そこについては、

私は個人的な意見は今申し上げたところなのですけど、そこをどうしていくかというところは、一つ今日の皆さんの議論、今後議論していただくところなのでしょう。少なくとも私は、やはり先ほど申し上げた過半数のところは重要視したいと思います。それとやはり3年というのがほんとうは肌感覚としては適切なのだけど、ただやはりいろいろな議論がある中でどうするのかという議論なのかなとは思っています。

○松下座長 例えばですが、3年・1年半という組み合わせもあり得るということですかね、1年未満の小数点をつけるのがいいかどうかはわかりませんが。

○岡田委員 まあ、ありかもしれませんね。

○松下座長 なるほど。

○岡田委員 ただ、あまり考えていなかったのですけども。

○崎村委員 すみません、3年の絶妙性というところなのですけれども、正直申し上げまして日本法の弁護士の先生方は0年で皆さんサービスを提供されているわけであって、外国法であるからということで特に3年というのはいかがでしょうかと思います。ただ、1つちょっと例として申し上げたいのは、これも私は何回も申し上げていることなのですけれども、例えばイギリスの資格を取るには、いわゆるトレーニーといって、その資格を取る前に2年実務経験をした上で資格が初めて取れるということになっています。反対に言うとイギリスの制度というのはかなり長年の間その2年というものを重要視してきたものと思っておりますので、必ずしも3年がというふうには私は思いません。

○萩本部長 そのことについてちょっといいですか。

○松下座長 どうぞ。

○萩本部長 前回、私は、せっかくここで議論しているわけですから、ここでの結論がどこに出しても持ちこたえるようなものに是非したいという希望を申し上げましたけれども、そのような観点から、今の最後の論点について一言感想めいたコメントをしたいと思えます。

日本の弁護士の委員から繰り返し出ていますように、弁護士としての職務経験と資格に基づかない労務提供とは質が違うのだという話、あるいはそれゆえに外国法事務弁護士としての要件の職務経験要件を何年と定めた場合に、労務提供の期間がその過半数を超えるのはおかしいのではないかという指摘、それらはどちらも分かる一方で、規制改革などの文脈にそういった話を持っていくと必ず言われることは、そんなことを言っていると、では、今の制度がおかしいということではないかと、こう必ず言われるのですね。というのは、3年の職務経験と言いながら、一方で1年については質が違う1年で結構ですと、今の法律が言ってしまうわけですから、先ほど来、日本の弁護士の委員から出ている話をそういう文脈の席で法務省が言うと、おまえの言っていることは矛盾していると、質が違うだ何だと言うなら、そもそも3年のうち1年はそれで事足りるという現行制度がおかしいと言っているに等しいと、おまえの説明は自分の所管法律が間違っていると、おかしいと言っているに等しいのだと、こう必ず言われるのです。それになかなか有効な反論がこれまでできていないというのが正直なところなのです。ですから、岡田委員や上妻委員のおっしゃることも分かるのですけれども、その理屈が通用しない相手もいるということをして是非踏まえて、この後の取りまとめ、もう既に取りまとめに向けた議論になっているわけですから、それを踏まえてどう考えるかを、

是非引き続き御検討いただきたいと思っています。

逆の立場から開き直られてしまうと、現行制度が1年に限定してですけれども、いってみれば資格に基づく職務経験と資格に基づかない労務提供とを同一視してしまっているわけですから、先ほど陳委員がおっしゃったように、いや、もう2年・2年でもいいではないかというのも、一方で言われてしまうのですね。何でいけないのだと言ったときに、いや、質が違うのだとか、過半数を超えるのは肌感覚に合わない、あるいはいびつな制度だと言ったところで、いや、既に1年は認めているのに何を寝ぼけたことを言っているのだと、こう言われるということは是非御理解をいただきたいと思います。取りまとめの内容によっては必ずそういう矢面に立つこととなりますので、それで持ちこたえられるかという、今申し上げたことの繰り返しになってしまいますが、有効な反論が少なくともこれまではできていないし、今後もできるのかという、あまり自信がないというのが正直なところだと思います。そこは是非御理解いただきたいと思います。

○岡田委員 ちょっといいですか。正直言って、今の法務省の偉い方が現行制度に対してそういうふうにおっしゃるといのは、私はすごく心外です。はっきり言って、3年のうち1年を認めるというの、やはり1年、先ほどから議論しているように日本で働きたいという人がいる、それは確かに考えなきゃいけない、そして日本でそのまま働こうとする人たちにもそういう面で必要であろうと、そのあたりを先ほど言った職務経験と労務提供は違うという考え方のもとに、そこをバランスしたのが3年・1年の話であり、そこはすごい筋が通っている話でしょう。そうじゃなかったら3年・3年が当初からあってしかるべきなわけで、3年のうち1年を認めているというの、まさしくそういう制度設計なので、それは全然どこへ持っていってもおかしくない議論だと私は思いますけど。

○松下座長 今回の萩本部長も引用でおっしゃったのですけれども、今日机に配っていただいた前回の資料の4ページの(2)の2つ目の丸ですね、これがどのくらいロジカルに説明できるかというのは外向けには難しいのだというのが今の萩本部長のお話と理解しました。4ページの(2)の2つ目の丸には、1行目には「本質的な違い」という言葉があり、2行目にはしかし「一定の同質性が認められる」と、この説明ですね。

時間にはなっているのですが、取りまとめに向けて具体的な御提案があるということであれば是非伺いたいと思います。

この後の議論が終わったら次回以降の進め方について御説明いただきますが、少なくとも今日で最後ではないのですけれども、しかし御意見があれば是非お願いします。

○中西委員 では。職務要件を課すというのも規制の一種で、経済活動の自由に対して規制をかけているわけですので何らかの理由が必要だと思います。先ほどから出ていますように能力の担保か倫理の担保かということですが、既に指摘がありましたが、倫理の担保につきましても誰と比べるべきかということ、日本の司法試験に合格して修習を終えて最初に登録しようとする弁護士と比較すべきでありますから、そうすると、それを越えた倫理の担保を職務要件ですることは、本当は理由にならないのではないかと思います。残るのは能力担保なのが、これも原資格国においては資格を持っているわけですから、本来はそれ以上に職務要件は要らないのではないかなと思うのです。しかしながら、以前に話がありましたように、各国様々な法曹資格の取得の仕方があり、大学法学部卒

業だけでよいかまでいろいろあるので、そういうことも考えて何らかの能力担保を職務要件という形で求めるというのは、少し譲って、あってもいいのかなと思います。ただ、職務要件を求めるとして、ここから先はアバウトな提案ですけれども、私は、1年ぐらいで十分なのではないかなと思います。日本の弁護士もせいぜい、司法試験に合格して修習に1年行って、それで登録できるわけですので、それと同じ程度で十分なのではないかなと思います。

- 松下座長 職務経験要件の年数が1年だけということでしょうか。
- 中西委員 1年で十分なのではないかなと思いますが、皆さんとは全然違うということには理解しております。一応、意見として出しておくことに過ぎません。
- 松下座長 具体的な数字は幾つか出てきたわけですが、また抽象的な考え方についても大体ご議論が出たと思いますが、時間も過ぎておりますので、特にさらにつけ加えたいという点がございましたら伺いたいと思います。
- 崎村委員 すみません、私の先ほど申ししたことにとちょっと補足いたしますと、私が先ほど申し上げたのは、例えば職務経験全体を2年で海外を1年と申し上げたわけなのですが、今先生がおっしゃったように1年として、海外をそれ全部1年ということでも似たような結果ですので、それはもちろん私としてはあります。
- 松下座長 1年・1年にしてしまうと外国に戻る必要がなくなるということですね。
- 崎村委員 海外1年ということですか。海外1年・日本0年でも、全体2年のうち海外1年でも結果的にはわりと似ていますので。
- 松下座長 なるほど、そういうことですか。
- レブラン委員 委員のレブランです。その提案にも賛成できるということでございます。
- 松下座長 それでは、私の不手際で時間が少々過ぎておりますので、本日の御議論はここまでとさせていただきますと思いますが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは、最後に次回の予定につきまして、事務局からお願いいたします。

- 松本官房付 次回は、委員の皆様からいただいた御意見を反映した取りまとめ案を、事務局からお示ししたいと思っております。また、併せまして、B法人制度につきまして、日本弁理士会から寄せられた懸念に対する何らかの対応ができないかということにつきまして、関係省庁と協議を継続しております。本日までに間に合わず、申し訳ございませんでした。引き続きその協議を継続しまして、結果を次回は御報告させていただけたらと思っております。それらを踏まえまして、委員の皆様には検討会の取りまとめに向けた更なる意見交換をお願いしたいと考えております。

次回検討会の日程につきましては、追って事務局から日程調整の御連絡をさせていただきます。

本日はありがとうございました。

- 松下座長 どうもありがとうございました。

— 了 —